

平成30年度

農地等利用最適化推進施策に関する

意見書【回答】

佐賀市

平素より、農業委員会活動につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年7月の西日本豪雨においては、河川の氾濫や土砂崩れ等により、尊い人命が奪われ、住宅をはじめ、道路や河川などの生活基盤に甚大な被害を受けました。佐賀市においても、我々農業者の大切な農地や農業用施設、農産物が被害を受け、農業者の生活や農業生産基盤等にも大きな打撃を受けました。

現在、国や県、市では、被災状況の把握、被災者への支援、被災地の応急復旧等に全力で取り組んでおられるところではありますが、今回の深刻な事態に対処するため、佐賀市におかれましては、さらに迅速かつ手厚い復旧支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、当農業委員会は、本年4月から新たな農業委員会へ制度移行し、従来からの農業委員に加え、新たに農地利用最適化推進委員を設置して、許認可業務だけでなく、「担い手への農地利用の集積」や「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規就農、企業等の農業参入の促進」にも重点を置き、農地利用の最適化に取り組んでいます。

こうした中、市関係機関との連携・協力により、農地利用の集積や耕作放棄地の発生防止・解消については、一定の成果が認められますが、一方で、今回聴取した地域農業者の声の中には、近い将来、担い手不足や耕作放棄地増加などにより農業・農村集落の危機的な状況を危惧する声が多数ありました。

このため、佐賀市と佐賀市農業委員会は、これからの佐賀市の農業・農村のあるべき姿を見据え、喫緊の課題解決に向けた取り組みを実行していくことが重要であると考えます。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、地域農業者の声を踏まえ、農業・農村が抱える課題解決に向け、今後の施策等に反映していただくよう下記6項目に関する意見書を提出します。

記

- 1 平成30年7月豪雨における農業被害への支援について
- 2 農業振興策について
- 3 農地の整備・保全について
- 4 担い手の育成・確保について
- 5 有害鳥獣対策について
- 6 集落営農組織の法人化について

1 平成30年7月豪雨における農業被害への支援について

平成30年7月上旬、西日本各地に甚大な被害をもたらした豪雨は、本市においても、農産物及び農業生産基盤に甚大な被害を与えた。農地の冠水をはじめ、農業用水路の法面は崩落し、特に、中山間地域では、農地や農道への土砂の流入に加え、農業用ハウスやイノシシ防護柵などの農業関連設備にも甚大な被害が出ており、これらの復旧には、多大な費用、労力及び時間を要すると思われる。

今回の西日本を中心とした豪雨災害は「激甚災害」に指定されたが、同時期に発生した他の台風災害等と一括しての指定であり、その対象範囲は全国に及んでいるため、佐賀市内の復旧に係る農業者の費用負担の軽減がどの程度図られるかを不安視する声が数多くある。

このため、農業者からは一刻も早い復旧とその費用の負担軽減が望まれており、今回の西日本豪雨による農業被害への『迅速な復旧支援』と復旧費用に係る『農業者の負担軽減』を強く要望する。

【回答】

(迅速な復旧支援)

豪雨災害による農業被害は、土砂の崩落などに伴うものが多く、北部の中山間地域に被害が集中しています。農地の被害は816箇所、農道・水路などの農業施設では640箇所被害が発生しています。農作物を合わせた農業被害は2,200件を超える規模となっており、今回の豪雨で甚大な被害が発生しています。

今後の農地・農業用施設災害復旧工事の見通しは、本市の補助災害に係る国の災害査定が9月25日から実施されており、全ての災害査定の完了予定が12月中旬頃となっています。この査定により決定した箇所から、工事の実施設計を行いながら、随時発注を進めたいと考えています。

(農業者の負担軽減)

激甚災害に係る災害復旧事業をはじめ、各種の災害復旧関連事業の対象となるよう、鋭意、測量・設計・申請等の作業に取り組んでいます。

その中で、できるだけ安価になるような工法を選定することや、工事箇所を組み合わせることなどにより、分担金を下げる工夫をしているところです。

今後、国や県の査定を受けて、事業費が確定していくこととなりますが、その確定状況等を見た上で、検討、協議を行い、被災された農家の負担軽減に努めていくとともに、一日も早い復旧を目指していきます。

2 農業振興策について

(1) 水田農業の所得向上のための支援

今年度より新たな米政策が始まり、行政による生産数量目標の配分や米の直接支払交付金が廃止された。こうした国の農業政策の変化により農業所得が減少し、農業者の営農意欲は減退している。このことは、国内食糧の安定供給を担う日本農業の衰退につながるものと考える。

このため、『米の直接支払交付金に代わる新たな交付金の創設』や『産地交付金の増額』など、実効性のある施策を講じていただくよう国、県へ要望されるとともに、市においても『水田農業の所得向上につながる支援策』を講じられたい。

【回答】

(水田農業の所得向上のための支援)

農林水産省の制度である「経営所得安定対策」の「畑作物の直接支払交付金」や「水田活用の直接支払交付金」により、水田農業の所得に直接つながる支援を行っています。また、地域の裁量で産地づくりに向けたメニューを設定できる「産地交付金」では二毛作助成をはじめ水田における麦・大豆・飼料用米・米粉用米・加工用米や野菜、花きなどの作付けに助成を行っているところです。

平成 30 年度からは新たに「大豆額縁明渠の取組に対する助成」を加えており、今後も国・県・農業再生協議会と連携し「水田農業の所得向上につながる支援」を行っていきます。

さらに、平成 31 年 1 月から農業者の所得を確保していくため、「収入保険制度」がスタートするので、より多くの農業者に取り組んでいただけるよう周知の徹底を図っているところです。

「米の直接支払交付金に代わる新たな交付金制度の創設」や「産地交付金の増額」などの国、県への要望については、意見交換会などを通じて、要望していきたいと考えています。

(2) 中山間地域の特色を活かした振興策の推進

中山間地域における農業については、農業者の高齢化や担い手不足が極めて深刻な状況にあり、これに伴い、耕作放棄地が増加している。加えて、雪害などの中山間地域特有の農業被害も発生しており、今後、中山間地域農業の急速な衰退が危惧される。

このため、「担い手の確保」、「収益性の高い農産物の普及推進」、「農村集落への移住・定住の促進」など、『地域の特色を活かした多様な振興策』を講じられるとともに、『雪害を受けた農業用ハウスへの補助制度の創設』等の振興策を推進されたい。

【回答】

(地域の特色を活かした多様な振興策)

中山間地域の特色を活かした振興策の推進については、平成30年度に県が創設した「それぞれの中山間チャレンジ事業」を実施しています。この事業は、中山間地域の課題である、後継者や労働力不足、有害鳥獣被害の対策などを集落単位で話し合い、その解決策の検討や目標の実現に向けた取組に対して、市・県・JAなどの関係機関が一体となって支援していくものです。この事業を通じて中山間地域の農地維持や担い手の確保に努めていきます。

また、新規就農者の確保・育成と定住を促す「佐賀市トレーニングファーム事業」を平成29年度から富士町でスタートし、現在2組3人の研修生がホウレンソウ栽培の研修を開始しています。今後も、地元農家、JA、県と連携して取組を継続していきます。

さらに、佐城農業改良普及センターやJAなどで、中山間地域の特性にあった、収益が見込める新たな作物の研究・普及が進められていますので、一体となって取り組んでいきます。

(雪害ハウスへの助成)

降雪によるハウス被害については、国の「平成29年度大雪対応産地緊急支援事業」に取り組むほか、国の補助事業の対象にならなかったハウスについては、市の既存補助事業で対応するよう取り組んでいます。

(3) 農業資材購入費等への支援

農産物の価格が低迷する中、農業資材や農薬、肥料、燃料など的高額な必要経費に加え、今年度から米の直接支払交付金が廃止されたことにより、さらに農業経営が圧迫されており、農業者からは、「このままでは、農業経営を継続できない。」との声が聞かれる。

このため、農業経営の支援を目的とした『農業資材購入費等への支援策』について検討されたい。

【回答】

(農業資材及び農薬・肥料等への助成)

農業資材及び農薬・肥料への助成については、これまで国の補助事業である「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」や「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」等を活用して支援を行っていますが、今後も国の動向を注視し、新たな制度について農業者への周知を図っていきます。

(4) 地産地消等の推進

戦後、日本の農地及び農業者は減少の一途をたどっており、日本農業の衰退が叫ばれ始めて久しい。このままでは、国内の食糧自給率は、今後さらに低下していくものとする。

このため、消費者に対する『日本農業の大切さの周知』に加え、農業体験イベント等を通して地元農産物の購入意識を高めるなど、『地産地消のさらなる推進』に努められたい。

【回答】

(地産地消等の推進)

地産地消等の推進のため、消費者に対する農業体験イベントとしては、「さがん農業サポーター登録制度」（現在約 3,400 名が登録）を活用し、ホワイトアスパラガスやリンゴなどの収穫体験を実施しています。

ほかにも田植え、稲刈りなど様々な農業体験学習等を通し、機会あるごとに農業への理解を深めていただくよう周知を図っています。

また、地元農産物の購入意識を高めるための取組として、市産農産物に「うまさのシール」を貼り、市民が市産農産物を積極的に購入していただく「ファーム・マイルージ運動」を展開しています。さらに、ショッピングセンターなどでの地産地消フェアや軽トラック市の開催など、市産農産物の消費拡大事業にも取り組んでいます。

今後も生産者と消費者との交流の場を設けるとともに、SNSなどを活用し広く情報発信するなどして、さらなる地産地消の推進に努めていきます。

3 農地の整備・保全について

(1) 暗渠排水設備改修への支援

市内の多くの農地は、圃場整備後30年以上が経過し、田面排水の機能低下による麦・大豆等の農作物の品質低下や減収が問題となっている。

現在、各土地改良区により暗渠排水の改修が計画的に行われているが、国の補助金が平成28年から減額されたことにより農家負担が増加し、農業経営を圧迫する一因となっている。

一方、暗渠排水改修事業が設備の老朽化に追いついていない状況にあり、「事業規模の拡大」や「多面的機能支払交付金による改修」を望む多くの農業者の声がある。

このため、『予算拡充と農業者の負担軽減』及び『多面的機能支払交付金の対象範囲の拡大』を、国、県に要望されたい。

【回答】

(予算拡充と農業者の負担軽減について)

農業基盤整備促進事業による暗渠排水の整備について、平成28年10月に15万円/10aの定額助成が半減され、7.5万円/10aとなりました。このことで、土地改良区(農家)から県・市に対して負担軽減のための補助について要望があり、軽減の対策を講じています。

➤補助率(継続地区)：国50、県17.5、市17.5、農家15.0%

(新規地区)：国50、県15.0、市17.5、農家17.5%

また、他の事業として、「県営経営体基盤整備事業」による暗渠排水事業が可能となっています。本事業は、5つある事業の種類から暗渠排水事業と他の事業を複合的に2つ以上組み合わせることで実施することにより整備が可能で農家負担も軽くなっています。

➤補助率：国50、県25、市12.5、農家12.5%

今後も、国・県・市と各土地改良区が情報共有・連携を行い、農家負担が増大しないような支援を行うとともに、要望に沿った予算措置を講じたいと考えています。

(多面的機能支払交付金の対象範囲の拡大について)

暗渠排水の整備は、多面的機能支払交付金の長寿命化で実施することが可能ですが、県に問い合わせたところ、水路及び農道の補修・更新を優先的に実施し、それらの整備が完了した後に暗渠排水を行うよう指導されています。

(2) 農業用水路改修の促進

近年、農業用水路の法面崩落やその危険性のある箇所が各所で見受けられる。

現在、国、県によるクリーク防災事業等が計画的に展開されているが、農業者からの事業要望が十分に満たされていないため、農業者から、「農地の排水や農作業に苦慮している。」との声がある。

加えて、国、県の事業対象とならない小規模な水路も存在しており、農業者はこの小規模水路の改修についても苦慮している。

このため、国、県に対し、『クリーク防災事業等の拡大』及び『小規模水路の事業対象化』を要望されたい。

【回答】

（クリーク防災事業等の拡大について）

現在のクリーク防災事業の進捗状況は、平成 29 年度末で、

- 国営事業（H24～H35） 整備済延長：約 28km、進捗率：約 28.5%
- 県営事業（H24～H35） 整備済延長：約 158km、進捗率：約 53.5%

となっています。

県営事業は、上記のとおり、ほぼ予定通りに進んでいます。また、国営事業は、今後、予算の増額を予定されていますが、完了年度が伸びる可能性があると聞いております。このことから、市は予算確保のための提案活動等を国等に毎年行っております。今後も、早期完成に向けた十分な予算の確保を国・県に要望し、さらなる事業進捗に努めたいと考えております。

（小規模水路の事業対象化について）

クリーク防災事業の採択要件は、ほ場整備で造成された水路で概ね水深 2 m 以上が対象で整備延長は約 400km となっております。このことから、水深 2 m 未満の対象とならない小規模水路の約 100km が未整備となっております。

事業対象外となっている小規模水路の対策としては、事業開始当初から、国・県に対して何らかの補助事業での対応を要望してきましたが、行政が実施主体となる具体的な補助メニューが示されていない状況です。しかしながら、県からは、地元が行う「多面的機能支払交付金（旧農地・水）」での整備は可能とされており、農家負担もゼロとなっていることから、本交付金での整備を推奨されております。

- 補助率：国 50、県 25、市 25%（※農家の負担なし）

また、多面的機能支払交付金（旧農地・水）の活動を実施していない組織に関しては、市単独事業での支援を実施しております。

- 土地改良施設維持管理事業補助金 … 水路整備 市補助 70%
- 原材料支給制度 … 市が支給（100%）
- 浚渫補助金制度 … 浚渫に対する補助（機械 70%、人力 20%）

現時点の対応策については、上記に示すとおりとなっておりますが、引き続き、国・

県・市・土地改良区と情報共有・連携を行いながら、小規模水路の整備についての要望を行いたいと考えています。

(3) 農道整備の促進

近年の農業用機械は、作業効率向上のため、農地間を移動する際の速度が飛躍的に速くなっている。

しかしながら、農道の舗装等については、市道等と比較して大幅に整備が遅れている状況にある。

については、農作業の効率化と安全性の確保のため、『農道整備のさらなる促進』を図られたい。

【回答】

(農道整備のさらなる促進について)

佐賀市における農道には、佐賀市が管理する一定要件農道と地元土地改良区が管理する一定要件外農道があります。

市が管理する一定要件農道は、国の補助事業を活用しながら舗装の新設及び補修等の整備を行っており、アスファルト舗装については概ね完了しています。今後は、傷んだ舗装の打ち替え、補修工事を実施する計画となっています。

また、一定要件外農道については、関係土地改良区が管理を実施されていることから、土地改良区毎で整備に違いがある状況となっています。

その他にも里道等の耕作道路がありますが、この農道については地元による管理をお願いしていることから、原材料支給の支援を行っています。

多面的機能支払交付金（旧農地・水）の活動を実施されている集落においては、一定要件外農道及び里道等についても舗装の新設や補修が可能となっていることから、本交付金の活用をお願いしたいと考えています。また、活動を実施されていない集落は、この機会に活動の参加を是非ともご検討ください。

その他、ご不明な点があれば農村環境課に連絡をお願いします。

4 担い手の育成・確保について

近年、農業者の高齢化や担い手不足などにより、貸付・売却希望農地の受け手が減少し、農業委員等によるあっせんも非常に難しい状況となっており、受け手が見つからないケースも見受けられる。

特に、こうした状況は、中山間地域において顕著となっており、耕作放棄地発生の一因にもなっている。

今後、こうした状況はさらに加速していくものと考えられ、このままでは農地の維持はもちろんのこと、農村集落の存続が危ぶまれるなど、地域における担い手の育成・確保は喫緊の課題である。

このため、『若い農業者への支援の充実』や『新規就農者に対する支援内容の周知』、『企業参入や外国人研修生の受入れの推進』など、多様な方法により担い手の育成・確保につながる施策を早急に講じられたい。

【回答】

（若い農業者への支援の充実、新規就農者に対する支援内容の周知）

若い担い手の育成・確保策のひとつとして、一定の要件を満たす者に対して、農業次世代人材投資事業の準備型や経営開始型として年間最大150万円を交付する事業を実施しています。

また、「佐賀市担い手育成総合支援協議会」では、これからの地域農業を担う若い農業者を育成するため、視察研修費や大型特殊免許取得費用等への支援のほか、逆転ロータリー等の新たな技術機械の導入経費に対する支援を行っています。

さらには、農業経営力および農業所得の向上を養成していくために、新規就農経営力向上養成研修会、6次産業ビジネス塾、ICT研修会、GAP研修会などを開催しています。

一方、県などでも同様の研修会等が開催されていますので、連携・協力し、関係者への周知等を行います。

また、認定新規就農者には、経営所得安定対策の交付対象や日本政策金融公庫の青年等就農資金などの支援もありますので、これらの事業について引き続き周知を図っていきます。

（企業参入や外国人研修生の受入れの推進）

労働力の確保という点では、外国人技能実習生の受入れなども可能性が高いものであることは認識していますが、課題も多く、また制度改正も予定されていることから国の動向なども注視しながら対応を検討していきます。

また、企業参入については、企業と地元農家との間で信頼関係と双方のメリットを構築することができれば、有効な方策のひとつと捉えていますので、企業参入の

動きに注視しながら、対応を検討していきます。

5 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による農業被害については、市による捕獲対策等が講じられているものの、中山間地域におけるイノシシなどによる獣害に加え、市全域でのカラス、カモを中心とした鳥害も数多く発生している。

特に、イノシシの侵入防止柵については、未設置箇所への新設に加え、既存設備の補修や移設を必要とするものが数多くある。

さらに、国がジビエ振興を図る中、本市内での処理加工率は一定割合に留まっており、捕獲したイノシシを有効活用するための振興策も必要である。

このような中、有害鳥獣対策の一層の充実を図るため、イノシシの『駆除期間の延長』や『鳥類駆除の強化』、イノシシ防護柵設置事業に係る『補助要件の緩和』、イノシシ処理加工施設の整備や処理後の流通体制の強化への『指導・支援』など、有害鳥獣対策全般の強化を検討されたい。

【回答】

（駆除期間の延長や鳥類駆除の強化）

イノシシ駆除の捕獲期間については、現在、農作物被害が発生する時期（4月～10月）に集中的な捕獲を行うことで、生息管理や自然環境との調和を図っていますが、集落への出没情報があり、人的被害の恐れもあることから、今年度、捕獲期間の延長（11月～3月）を試行します。

また、鳥類駆除については、特に冬場のカモ対策を求める声が多く挙がっており、重点的な巡回などを猟友会にお願いしていますので、被害が生じた際は、市へ相談ください。

（イノシシ防護柵設置事業に係る補助要件の緩和）

国庫事業の要件緩和は難しいものがありますが、地域の実情に応じて、できるだけ事業対象となるよう柔軟な対応を行っていきます。

（ジビエの振興）

捕獲した有害鳥獣の有効活用策としてのジビエ利用は、依然として処理後の出口（販路）が課題となっていますが、民間で施設を整備される際等には、国等の補助を活用しながら、必要な支援に努めていきます。

6 集落営農組織の法人化について

集落営農組織の法人化については、国が中心となって推進されてきたが、この間、実際に法人化した組織は少ない。その要因として、集落営農組織や農業者からは、「法人化とは、どういうものなのかよくわからない。」、「法人の設立及び運営に対する支援をして欲しい。」などの声がある。

このほか、「集落内に若い担い手がおらず、将来の展望が描けない中、小規模な集落単位で法人化しても経営に行き詰まる心配がある。」、「複数の集落営農組織を統合し、広域化して法人化すべき。」といった声もある。

このため、集落営農組織の法人化については、『法人化の目的及びメリットのさらなる周知』、『法人設立・運営の支援強化』及び『広域化の推進』を図りたい。

【回答】

（法人化の目的及びメリットのさらなる周知）

集落営農組織の中には、法人化する目的やメリットなどについて理解が進んでいない組織もありますので、個別の意見交換会や研修会などを通じてさらなる周知に努めていきます。

（法人設立・運営の支援強化）

法人化に取り組む集落営農組織には、法人設立に向けた研修会等に対する支援や県やJAなどの関係機関とともに法人化に向けた相談対応を行うなど、法人化への取組を推進しています。

また、法人化した組織に対しても、法人化に係る初期費用（定款作成、登記等）の支援など経営的に不安定な法人設立初期段階での経費支援に取り組んでいます。

本市独自の支援策として、農業法人組織間のネットワークを図るために市内18法人で組織されている「佐賀市農業法人連絡協議会」が実施する研修等に対する支援を行っています。

今後も、法人化に向けた相談や指導を行うJAの「集落営農組織支援センター」との連携など積極的に取り組んでいきます。

（広域化の推進）

集落営農組織の中には、規模が小さいことで法人化後の運営を危惧する意見や、共同乾燥施設単位等での法人化を希望する意見もあることから、法人組織の広域化については、先進事例などを参考に、JA・県と連携し、積極的に支援を行っています。